

## 米国、鉄鋼・アルミニウム製品 の米国輸入者救済措置に 関する新大統領布告を公表

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

### エグゼクティブサマリー

2018年8月29日、米国のトランプ大統領は、1962年通商拡大法第232条による国別輸入割当の対象となる鉄鋼及びアルミニウム製品について、米国輸入者向けの救済措置を付与する2つの大統領布告に署名しました。国別輸入割当の対象となる鉄鋼及びアルミニウムの輸入の利害関係者は、現行の追加関税の適用救済の製品適用除外手続きと同様の方法で、鉄鋼及びアルミニウムの数量制限に対し品目別適用除外手続きを申請することができます。この手続きの下で数量制限から免除された鉄鋼及びアルミニウム製品は、追加関税の対象にはなりません。

もう一つの手続きでは、輸入者の数量割当てが上限に達した場合又は達する可能性がある大規模な国内建設プロジェクトに関与する企業に対して、鉄鋼輸入割当が免除される可能性があります(アルミニウム輸入割当は免除されません)。ただし、取引が特定の要件を満たしている場合に限られます<sup>1</sup>。この救済制度は、以前に契約購入した鉄鋼材が当初の関税措置の発動後に輸入され、コスト増や通関時の輸入不許可によりプロジェクトが遅延したり、その他の要因を引き起こすなど、具体的な状況により米国での経済的影響が発生する事態に対処することを意図しています。なお、この救済は、数量制限なしで輸入を許可することに限られており、追加関税は引き続き適用されます。

## 詳細

### 鉄鋼及びアルミニウムの数量制限適用除外手続き

2018年6月1日現在、アルゼンチン、ブラジル、韓国には鉄鋼割当が、アルゼンチンにはアルミニウム割当が課されています。新しい救済手続きでは、企業は、米国の鉄鋼又はアルミニウム製造業者から入手可能なものは数量や品質が不十分であること、又は当該製品が特定の国家安全保障上の理由に基づいて数量制限の適用除外する必要があるということを示すことができる場合には製品別の適用除外を申請することができます。この基準は、既存の製品除外手続きに現在使用されている追加関税を免除する基準を反映しています。数量制限からの製品除外が認められる限り、製品には追加関税追加関税が賦課されません<sup>2</sup>。

数量制限の対象となる鉄鋼及びアルミニウム製品の救済措置は、当該物品の地域的な入手可能性を考慮して、申請者ごとに個別に付与されます。救済は、救済申請が承認された日以降に国内消費のために輸入された物品又は倉庫から搬出された物品にのみ適用されます。数量制限から除外された製品は、当該制限が満たされる以前に布告された数量制限に算入されます。

### 建設プロジェクト用鉄鋼輸入割当適用除外手続き

鉄鋼に関する大統領布告では、以前に設定された国別の鉄鋼輸入割当が何千人もの労働者を雇用する米国内の特定の大型建設プロジェクトを大幅に混乱又は遅延させていることが認められています。輸入割当の設定前に購入契約を結んだ重要な鉄鋼製品が、数量制限にすでに達しているため、米国に輸入することができない場合があります。その結果、この布告は、以下の基準を満たすことにより、数量的な制限からの限定的な救済が認められる別の手続きを設けています<sup>3</sup>。

- i. 救済を要請する当事者は、2018年3月8日より前に当該製品の生産と出荷の書面による契約を締結した
- ii. 契約に記載された日程に沿って、米国向けに生産後、出荷される当該製品の数量を契約に明記している
- iii. 当該製品は米国内で施設を建設するために使用され、かつ、契約に記載された納品日程及び仕様では米国のサプライヤから調達できない
- iv. 契約に基づいて行われた支払いは、建設中の施設のコストの10%以下である
- v. 鉄鋼製品の数量制限の救済の欠如は、契約に記載されている鉄鋼製品を使用して米国で建設されている施設の完成を著しく妨げ、又は遅延させる

上記の基準に加えて、この手続きの下で救済を求める輸入者は、自社の最高経営責任者及び最高法務責任者が署名した宣誓書を提出しなければなりません<sup>4</sup>。

この宣誓書は次のことを宣言する必要があります。

- ▶ 救済が求められている鉄鋼製品とそれに関連する契約は、布告に記載されている救済基準のすべてを満たしていること
- ▶ 救済を要請した輸入者は、米国国土安全保障省税関・国境取締局(CBP)が規定する方法で、救済措置に従って消費のために輸入又は倉庫から搬出された鉄鋼物品の数量をCBPIに正確に報告すること
- ▶ 救済措置により輸入された鉄鋼製品の数量は、2019年3月31日以前に納品する契約に規定された数量を超えないこと

商務省は、救済が付与された後にその基準を満たしていないと判断した場合は何時でも、司法長官に通知し、以前に認められた救済を取り消すことができます。

救済措置が付与された製品は、アルゼンチン、ブラジル、韓国から輸入された鉄鋼に課せられた数量制限の適用は除外されませんが、25%の追加関税は適用されます。布告ではまた、救済を受けた鉄鋼製品は、2019年3月31日までに、消費のために輸入、又は倉庫から搬出する必要があると規定されています。

### 企業に求められる対策

アルゼンチン、ブラジル、韓国から鉄鋼、アルゼンチンからアルミニウムを輸入する企業は、これらの救援措置の対象となるかどうかを検討する必要があります。特に、米国での入手可能性もしくは品質が欠如していること、又は説得力のある国家安全保障上の理由を証明することができる場合、製品適用除外申請を検討すべきでしょう。現在までに、救済措置を求める約35,000件の鉄鋼及びアルミニウムの除外適用申請が政府に提出され、このうち4,500件(13%)について決定がなされ、承認率は約55%でした。

2018年3月8日より前に(プロジェクトの終了日を考慮して)米国の建設プロジェクト及び外国鉄鋼材の出荷契約を締結した輸入者は、数量割当の救済を要請することを検討することが重要です。しかし、適用除外申請が承認された場合でも、25%の追加関税が適用されるということも留意する必要があります。

## 巻末注

1. 1962年通商拡大法第232条に基づいて実施された鉄鋼及びアルミニウムの関税及び輸入枠に関する背景については、2018年5月31日付けの[EY Global Tax Alert, US suspends tariff exemptions on steel and aluminum for EU and NAFTA countries; EU, Canada and Mexico to impose retaliatory duties on a wide range of products](#)(米国は、EU及びNAFTA諸国の鉄鋼及びアルミニウムの関税免除を停止。EU、カナダ、メキシコは、幅広い範囲の製品に報復措置)をご参照ください。
2. 鉄鋼製品については、[Presidential Proclamation Adjusting Imports of Steel into the United States, Clause 1](#)(米国への鉄鋼輸入を調整する大統領布告第1条、2018年8月29日)アルミニウム製品については、[Presidential Proclamation Adjusting Imports of Aluminum into the United States, Clause 1](#)(米国へのアルミニウム輸入を調整する大統領布告第1条、2018年8月29日)をご参照ください。
3. [Presidential Proclamation Adjusting Imports of Steel into the United States, Clause 2](#)(米国への鉄鋼輸入を調整する大統領布告第2条、2018年8月29日)
4. [Presidential Proclamation Adjusting Imports of Steel into the United States, Clause 3](#)(米国への鉄鋼輸入を調整する大統領布告第3条、2018年8月29日)

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

大平 洋一	パートナー	yoichi.ohira@jp.ey.com
原岡 由美	アシエート パートナー	yumi.haraoka@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](#) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](#) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180913

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](#)